

あなたの生活安定・正規雇用への意欲と可能性を応援します！

市では、都の委託を受けて、一定の所得以下の方の生活安定に向けた緊急総合対策として、生活安定や正規雇用に向けた支援事業を実施しています。

■本事業の対象共通要件(①～⑥すべて)

- ①世帯の生計中心者
②課税所得または総収入金額が一定基準以下
※年間の総収入が単身世帯は176万円以下、扶養1人の世帯は260万円以下、扶養2人の世帯は320万円以下(扶養1人増えるごとに60万円加算)
※賃貸物件居住者は、年額84万円(月額7万円)を限度に家賃支払い額を本人収入から減額できる場合があります。
③預貯金等の保有額が600万円以下
④土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる土地・建物は除く)
⑤都内に引き続き一年以上在住(住民登録)していること
⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

■支援事業メニュー

①就職に向けた職業訓練・講座の紹介
就職チャレンジ支援事業都内4か所(飯田橋、大崎、日暮里、国分寺)の相談室で就職サポート※受講奨励金(月額約15

万円)の支給等

都が指定する職業訓練・就職のための講座
生活安定に向けた技能取得等を支援

②生活サポート特別貸付事業

生活資金無利子貸付訓練受講中の生活資金の貸付※60万円限度(1か月10万円限度)

就職等一時金無利子貸付訓練終了後、就職内定者に転居・就職支度金・技能習得費用としての貸付※50万円限度

③チャレンジ支援貸付事業

学習塾等受講料貸付金 中学3年生とそれに準ずる者は15万円、高校3年生とそれに準ずる者は20万円が限度

大学等受験料貸付金 高校3年生とそれに準ずる者は10万5千円(3万5千円×3校)まで

※その他、中学3年生・高校3年生を対象とした学習塾等の受講料、大学受験料の無利子貸付(免除規定あり)もあります。

★どちらも高校・大学等に入学した場合は、一定手続きをさせていただいたうえで、返済が免除(償還免除)になります。

相談窓口 社会福祉協議会(福祉センター内)

開設時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分

※事業ごとにさまざまな要件がありますので、ご確認ください。

問合せ 社会福祉協議会 ☎552・2121

子育て支援カードの協賛店が追加になりました

引き続きカードの交付申請も受付中です。最寄の施設で手続きしてください。

- 市役所子ども育成課
保健センター
子ども応援館
武蔵野台児童館
田園児童館
熊川児童館
わかぎり会館
わかたけ会館

問合せ

【カード】子ども育成課子ども育成係 ☎551・1733【協賛店】地域振興課 ☎551・1699

■ふっさ子育てまるとくカード協賛店(追加店舗)

Table with 3 columns: 項目, 事業所, サービス内容. Lists various shops likeカラオケ101福生クラブ, ブックスタマ福生店, etc.

児童館で遊ぼう2月(その1)

田園児童館 ☎552・3133
◆よちよちすくすくひろば「手ぶくろ人形であそぼう」9日(火)午前10時～正午
対象0,1歳児と保護者持ち物大人用の五本指の手袋をお持ちの方はご持参ください。

◆田園児童館じどうかんまつり27日(土)午後1時～4時※前売り券(200円)を15日(月)午前9時から発売(当日券あり)。

武蔵野台児童館 ☎553・8822

◆遊具開放デー4日(木)午前10時30分～正午
対象1歳6か月以上の幼児と保護者持ち物うわばき※大型遊具で自由に遊べます。体操、おはなしもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

◆のびのびひろば9日(火)午前10時～正午
対象0,1歳児と保護者※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

◆幼児の楽しいリトミック♪16日(火)午前10時30分～11時30分
対象1歳以上の幼児と保護者持ち物うわばき※当日直接来てください。

熊川児童館 ☎539・1515

◆まめまき大会6日(土)午後3時30分～4時
対象幼児以上(幼児は保護者同伴)
※雨天時は室内

◆ママといっしょ「7匹の子ヤギになって遊ぼう」8日(月)午前10時30分～11時30分
対象2歳以上の幼児と保護者持ち物タオル、動きやすい服装

◆こぐまひろば「親子サークルといっしょに遊ぼう!」9日(火)午前10時～正午
対象0,1歳児と保護者持ち物タオル、着替え、水筒※保健師さん来館

◆くまさんひろば「春ですよ!ひなまつり」16日(火)午前10時30分～11時30分
対象1歳6か月以上の幼児と保護者持ち物うわばき、タオル、着替え、汚れてもよい服装

※小学生対象の事業は、市ホームページの各児童館のページに掲載しています。

平成22年4月1日から身体障害者手帳に肝臓機能障害が追加されます
申請の受付は、2月1日から開始します(重度の肝臓機能障害が対象)。

各種手当振込みのお知らせ
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を2月10日ごろに振り込みます。

できないとき、市が委託する施設で短期間お預かりします。
対象市内に居住する生後3か月から小学校就学前の乳幼児
利用期間1回につき原則として7日以内

55、市役所1階8番子育て支援課子育て支援係 ☎551・1737へ。
※夜間、日曜・祝日等緊急の場合は施設でも申込みができます。詳細についてはお問い合わせください。

インフルエンザの予防対策について

- 【個人でできる予防対策】
▶外から帰ったら手洗いを行ないましょう
▶室内の適度な加湿・換気を行ないましょう
▶規則正しい生活を送り、休養を十分とりましょう
▶バランスのとれた食事と適切な水分の補給に気をつけましょう
▶必要な時以外は人込みへの外出を控えましょう
▶ワクチン接種について、かかりつけ医等と相談しましょう
▶自分の体調の変化に気を配り、体調不良(発熱など)時は、かかりつけ医にスムーズに連絡・相談ができるよう、事前に確認しておきましょう
▶慢性疾患などで通院している方は、日ごろ使用している薬の処方について、かかりつけ医へ相談しておきましょう

- 【「咳エチケット」による感染拡大防止】
▶せき・くしゃみをする時は口と鼻をティッシュでおおひましょう
▶せき・くしゃみをする時は周りの人から顔をそむけましょう
▶せき・くしゃみの症状がある時はマスクをしましょう

新型インフルエンザのワクチンを接種された方へ～接種費用を助成します～

新型インフルエンザのワクチンを接種された方で、市民税が非課税の世帯(生活保護世帯含む)の方には接種費用(全額)を助成をします。該当される方は、必要書類をお持ちになり、保健センターで申請をしてください。

必要書類 ○「新型インフルエンザワクチン接種済証」○「医療機関が発行した領収書」○助成金を振り込む金融機関の通帳(申請者名義のものに限ります)○印鑑○平成21年1月2日以降に福生市に転入された方は、前住所地での「非課税証明書」

申請期間 3月31日(水)まで
申請場所 保健センター(福生2125番地3)
問合せ 保健センター ☎552・0061

新型インフルエンザ情報 平成22年1月18日(月)から、すべての人が新型インフルエンザのワクチンを接種できるようになりました。